

池田市みんなでつくるまちの寄付条例施行規則

平成20年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市みんなでつくるまちの寄付条例(平成20年池田市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により受け付けるものとする。ただし、他の方法により寄付金に係る寄付者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄付の受入れを拒否し、又は收受した寄付金を返還することができる。

(1) 公序良俗に反するものと認められる場合

(2) 前号に定めるもののほか市長が特に認める場合

3 市長は、前項の規定による拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄付金台帳の作成)

第3条 市長は、寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成するものとする。

(寄付金の管理運用)

第4条 条例第2条各号に規定する事業に充てるために贈られた寄付金は、それぞれ当該各号に定める基金により管理運用する。ただし、寄付者の意向が、当該各号(第2号を除く。)に定める基金の設置目的と異なる場合には、池田市みんなでつくるまち推進基金(以下「推進基金」という。)により管理運用する。

(1) 条例第2条第1号の事業 池田市市民安全基金

(2) 条例第2条第2号、第3号、第5号、第6号、第10号、第13号及び第14号の事業 推進基金

- (3) 条例第 2 条第 4 号の事業 池田市公益活動促進基金
- (4) 条例第 2 条第 7 号の事業 池田市文化振興基金又は池田市音楽教育振興基金
- (5) 条例第 2 条第 8 号の事業 池田市環境基金又は池田市緑化基金
- (6) 条例第 2 条第 9 号の事業 池田市福祉基金又は池田市保健福祉総合センター建設基金
- (7) 条例第 2 条第 11 号の事業 池田市公共施設整備基金
- (8) 条例第 2 条第 12 号の事業 池田市奨学基金又は池田市教育振興基金

2 前項各号において二以上の基金が規定されている事業に係る寄付金であって、当該二以上の基金のうちいずれの指定もないものは、市長が適当と認める基金により管理運用する。

(運用状況)

第 5 条 収入役は、推進基金について基金台帳(様式第 3 号)を設け、その運用状況を明らかにしておかなければならない。

2 収入役は、推進基金について毎会計年度末に基金運用状況調(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(公表)

第 6 条 市長は、前年度の寄付金の運用状況並びに寄付者の氏名及び寄付の内容について、市ホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。ただし、氏名については、寄付者が匿名を希望する場合は、この限りでない。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。